平成２３年（フ）第１４９号
静岡県富士市広見西本町３番２―303号　雇用促進住宅、前住所静岡県御殿場市東田中1016番地の15　メゾンドールⅠ201
債務者　山本　雄二
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３８５号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地２棟109号室
債務者　古池　高寿
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
岡山市東区金岡東町１丁目７番25号　リバーサイド金岡Ａ201
債務者　古本　栄一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
岡山市中区平井３丁目971番地１
債務者　額田　啓孝
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５７号
岡山市中区東川原166番地　あすなろ94―308号室
債務者　吉田　真理
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８４号
岡山市北区万成東町７番37号
債務者　新井茂雄こと　朴　　出伊
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０号
大分県中津市三光西秣516番地　池部住宅11号
債務者　小森江美子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５９３号
東京都板橋区大原町46―20　プラザ・ドゥ・ルービカンＤ107
債務者　高橋　美穂（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６２号
静岡市葵区大岩２丁目18番13号、住民票上の住所静岡市駿河区中原389番地の１　コーポたからや102号
債務者　海野　　綾
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７６号
静岡県藤枝市八幡1008番地の１　サンシャイン桂203号
債務者　山口　晃弘
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７８号
静岡県島田市東町12番地の１　アセンド65―Ｃ棟202号室
債務者　河村亜紀子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
北海道帯広市東１条南６丁目14番地２　グランドール司202号、破産・免責申立時の住所北海道帯広市西16条北１丁目４番地77　161ハイツ202
債務者　小森　保子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
北海道帯広市新町西４丁目30番地２　レイラーハイツ86―202号室
債務者　名畑　敏幸
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
北海道帯広市西17条南４丁目10番15号　コーポラス魁Ｂ―４Ｆ
債務者　山本　睦浩
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
栃木県小山市大字間々田1574番地１　田口住宅
債務者　信川　高子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部